

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、国鉄西日本動力車労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 27 年 7 月 31 日以降

2 場所

別表のとおり

3 要求事項

団体交渉に関する協約の締結等

平成 27 年 7 月 30 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

| | | | |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 京 都 府 | 西日本旅客鉄道株式会社 | 福知山支社 | 福知山駅 |
| 大 阪 府 | 西日本旅客鉄道株式会社 | 大阪支社 | 四条畷駅 |
| 奈 良 県 | 西日本旅客鉄道株式会社 | 大阪支社 | 吹田総合車両所奈良支所 |
| 広 島 県 | 西日本旅客鉄道株式会社 | 広島支社 | 五日市駅 |